

座間市学校施設適正化方針検討委員会の公開について（案）

1 委員会の公開

本委員会の公開については、「座間市学校施設適正化方針検討委員会設置要綱」に基づく対応とする。

2 傍聴希望への対応

(1) 委員会開催の周知

委員会の開催に当たっては、開催日時、場所及び傍聴等の手続きを市ホームページで周知する。

(2) 傍聴人数

原則として8人以内とするが、会場の広さを考慮し、会議ごとに人数を決定する。

(3) 傍聴手続

傍聴者は傍聴受付簿に必要事項を記入し、傍聴についての注意事項を確認したうえで、係員の指示に従って指定場所で傍聴する。

(4) 会議資料

当日の会議資料は、傍聴者に貸し出す。ただし、非公開の部分は除く。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、傍聴の制限や傍聴方法の変更を行う場合は、市ホームページで周知する。

3 会議録の公開について

会議録は、市ホームページで公開する。ただし、会議の全部又は一部を非公開とした場合は、当該部分の会議録の全部又は一部を非公開とする。

傍聴に際しての注意事項

- 1 傍聴受付簿に住所、氏名及び年齢を記入してください。
- 2 次のいずれかに該当する方は、傍聴することができません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる方
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している方
- 3 傍聴席が満員となったとき等は、傍聴をお断りする場合があります。
- 4 傍聴に際しては、次に掲げる行為を禁止します。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語、談話、拍手その他騒がしい行為をすること。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - (4) 写真等を撮影し、又は録音等をすること。ただし、特に委員長の許可を得たものは、この限りでない。
 - (5) 飲食すること。
 - (6) 帽子をかぶること。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。
- 5 会議の内容に非公開情報が含まれる場合等については、非公開とします。非公開とする議決があった場合は、係員の指示に従い退室してください。

※ 非公開とする予定の案件に係る資料は添付しておりません。
- 6 その他
 - ・携帯電話、スマートフォンその他の電子機器については、電源をお切りください。
 - ・係員からの指示があった場合には、その指示に従ってください。